



新年明けましておめでとうございます



第30号

平成26年1月1日発行
西条市社会福祉協議会

支部社協通信

支部社協の皆様方におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は格別なるご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。支部社協の皆様方のご尽力によりまして、本会の地域福祉事業は市民の皆様には大きな評価を得ており、感謝申し上げますところでございます。本年もふれあいあふれる福祉のまちづくりに向け、地域コミュニティの醸成やさらなる事業の拡充へ努力を傾注して参りますので、支部社協の皆様方におかれましても地域福祉事業につきまして積極的なご提言をご期待申し上げますところでございます。

本年も倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

平成26年 元旦 西条市社会福祉協議会 会長 塩出皓治

成年後見制度でその方らしい暮らしを

認知症や知的・精神障害等の理由で判断能力が不十分な方を、法律的に保護し支援する制度として「**成年後見制度**」があります。家庭裁判所から選任された個人(親族や専門家)や法人が支援者(成年後見人等)に就任することで、本人に代わって財産の管理や福祉サービス等の契約等を行うことで、その方らしい生活の支援を行う制度です。

地域の方の中に下記のようなことでお困りの方がおられましたら、解決策のひとつとして成年後見制度をご紹介します。みてはいかがでしょうか。成年後見制度の詳細につきましては、市の地域包括支援センターまでお問い合わせください。情報提供の他、制度利用申立てのための支援等も行っています。(電話番号:0897-52-1412)

※西条市社会福祉協議会では、身寄りが無い等の理由で他に適切な支援者がいない等の一定の条件を満たした方に対して、法人として成年後見人業務を行う「**法人成年後見事業**」を1月より開始いたします。

次のようなことで困っている方に成年後見制度が役立ちます。

- 最近忘れっぽくなり、通帳やお金の事が心配だが管理を頼める人がいない
- 遠くで暮らしている認知症の親が悪質商法にあわないか心配だ
- 今は大丈夫だが将来の財産管理に不安がある
- 障害のある子どもがいるが私たちが万一の時、子どもの施設入所や財産管理が心配だ



支援者(成年後見人等)が次のような支援を行います。

- 福祉サービス、入院等の契約
- 預金通帳等の管理
- 収入・支出の管理、記録
- 不動産の管理
- 相続手続き(被後見人等が相続人となる場合)等



※成年後見人等には配偶者や親族、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家、社会福祉協議会等の法人が就任することが出来ます。また、介護等の直接的な支援は成年後見人等の業務には含まれません。

成年後見制度は、「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」の2つの制度から出来ています。

現在判断能力が低下している方への

「法定後見制度」

本人がすでに判断能力が不十分な状態にある場合に、本人または配偶者・四親等内の親族、市区町村長が行う家庭裁判所への申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人・法人を本人の支援者に選任する制度です。本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれています。

※法定後見制度の利用には、申立手数料(10万円前後)及び本人の財産によって裁判所が定める後見人等への報酬が必要です。

自分自身の将来に備えての

「任意後見制度」

本人の判断能力があるうちに、将来の判断力の低下に備え、将来の自分に対する支援者である「任意後見人」になる人と、支援してもらう内容について契約し、公証役場で公正証書を作成しておきます。

将来、実際に判断能力が不十分になった際に、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもとで、任意後見人による支援を受けられる制度です。

※任意後見契約を結ぶには、公正証書作成料(11,000円)等が必要です。



各支部事業実施状況のご紹介

敬老の家事業(前期:東予・丹原支所管内)

敬老の家事業は、独居高齢者等の生きがいを高め、心のふれあいと安らぎを得る場の提供を行い、老人福祉の推進を地域社会の方々とともに共同して推進することを目的としています。

今年度の前期(4月～9月末)の間には、18の支部が敬老の家を開催され、合計で616名の方の参加がありました。前号に引き続き、東予・丹原の支部にて開催された敬老の家事業についてご紹介させていただきます。

支部名	実施場所	実施日	実施内容
周 布	周布公民館	8月27日	①食事会・懇談②救急医療情報キット説明、高齢者生活相談窓口紹介、高齢者支援資料配布③ふれ愛シネマ鑑賞
吉 井	吉井公民館	7月23日	①食事会・懇談②レクリエーション「手品・ゲーム・歌」③講話「認知症サポートについて(講師:西条市役所高齢介護課)」
壬生川	ホテルユニバース	5月20日	①食事会・懇談②カラオケ、記念撮影等
楠 河	楠河公民館	7月11日	①食事会・懇談②ふれ愛シネマ鑑賞
庄 内	今治市湯ノ浦温泉	6月26日	①講話「悪徳商法にあわないために(講師:西条市消費生活相談員)」②食事会・懇談
丹 原	久妙寺集会所 他	6月～9月中 の計9日間	①食事会・懇談②講話:交通安全について③レクリエーション(ワナゲ、サイコロ、じゃんけんゲーム等)④ふれ愛シネマ鑑賞等(6/25～9/28の間に自治会単位で各集会所にて実施)
徳 田	徳田公民館	9月29日	①レクリエーション(ワナゲ等)②ビデオ視聴「振り込め詐欺の防止」③昼食、懇談
田 野	休暇村瀬戸内東予 今治市タオル美術館	9月25日	①食事会、雑談②タオル美術館見学
中 川	来見集会所	7月20日	①講話:交通安全・防犯について(講師:西条西警察署)②踊り、コーラス鑑賞(農協婦人部)③ハーモニカ演奏④食事会・懇談



※後期分の敬老の家事業につきましては、2月末日までに実施後、実施報告書の提出を速やかにお願いたします。また、実施報告書提出時の参加者名簿につきましては、参加者の方々の年齢の記載をお願いいたします。

事務局からのお知らせ

～新支部長就任のお知らせ～

この度、新支部長の就任がございましたのでお知らせいたします。

口庄内支部 渡部 義文 氏(平成25年12月12日就任)

～平成25年度共同募金運動のお礼～

平成25年度も市民の皆様のご理解とご協力によりまして、温かい心のこもった募金がよせられました。共同募金委員会各分会、関係者の皆様におかれましては、街頭募金活動や募金の取りまとめ等、多大なご支援・ご協力をいただきましたこと厚く御礼申し上げます。

～支部社協事業への職員派遣について～

支部社協通信第29号(平成25年11月発行)でご案内いたしました支部社協事業への職員派遣につきまして、11月の事業開始以降、依頼をいただきました2支部の事業へ職員を派遣いたしました。

今後も支部事業実施の際には、連絡用紙にて地域福祉課までご連絡くださいますようお願いいたします。